

厚生労働省山口労働局発表  
平成 29 年 12 月 12 日（火）

担 当	厚生労働省 山口労働局 職業対策課	
	職業対策課長	内藤 博之
	高齢者対策担当官	池田 一美
	電 話	(083) 995-0383

## 障害者雇用が過去最高

実雇用率 2.56%（前年比 0.09P 上昇）

雇用障害者数は 4,391.5 人（前年比 4.2% 増）

～平成 29 年 障害者雇用状況の集計結果（県内 6 月時点）～

山口労働局（局長 <sup>かねざし</sup> 金刺 <sup>よしゆき</sup> 義行）では、民間企業や公的機関における、本年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめたので公表します。

障害者雇用促進法では、事業主に対して、常用労働者の一定割合（法定雇用率：民間企業の場合は 2.0%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年 6 月 1 日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、雇用義務のある事業主に報告を求め、それを集計したものです。

なお、法定雇用率の算定基礎の対象に精神障害者が加えられることにより、平成 30 年 4 月 1 日から法定雇用率が引き上げられます。（民間企業の場合は 2.2%）

### 【集計結果の主なポイント】

<民間企業>（法定雇用率 2.0%）

- ・実雇用率 2.56%、前年比 0.09ポイント上昇
- ・法定雇用率達成企業の割合は 59.3%、前年比 3.6ポイント上昇
- ・雇用障害者数 4,391.5人、前年比 4.2%増（178.5人増）

<公的機関>（法定雇用率 2.3%、都道府県などの教育委員会は 2.2%）

- ・山 口 県：実雇用率 2.94%（2.81%）、雇用障害者数 112人（108人）
- ・山口県警察本部：実雇用率 2.70%（2.55%）、雇用障害者数 14人（13人）
- ・山口県教育委員会：実雇用率 2.21%（2.13%）、雇用障害者数 181人（176人）
- ・市 町 等：実雇用率 2.45%（2.51%）、雇用障害者数 345人（347人）

※（ ）は前年の値

<地方独立行政法人など>（法定雇用率 2.3%）

- ・実雇用率 2.27%（2.13%）、雇用障害者数 36.5人（34人）

※（ ）は前年の値

# 障害者雇用状況報告の集計結果

## 1 民間企業における雇用状況

実雇用率は 2.56%

民間企業（県内に本社を有する常用労働者数 50 人以上規模の企業：869 社）に雇用されている障害者数は、4,391.5 人で前年より 178.5 人増加し、過去最高となった。実雇用率は、2.56%で前年より 0.09 ポイント上昇し、過去最高となった。法定雇用率達成企業の割合は、59.3%で前年より 3.6 ポイント上昇した。（表1、表2）

企業規模別の実雇用率は 100 人～299 人規模、300～499 人規模、500～999 人規模企業で上昇

企業規模別では、前年と比較した実雇用率は、100 人～299 人規模企業（1.82%→1.96%）、300 人～499 人規模企業（1.75%→1.92%）、500 人～999 人規模企業（2.05%→2.20%）は上昇した。  
一方で、50 人～99 人規模企業（2.02%→2.02%）、1,000 人以上規模企業（3.74%→3.74%）は前年同となった。（表3）

産業別の実雇用率は「製造業」、「運輸業、情報通信業」、「卸売・小売業」、「金融・保険業、不動産業」「飲食店・宿泊業」で上昇

産業別では、前年と比較した実雇用率は、製造業（2.08%→2.35%）、運輸業、情報通信業（1.38%→1.52%）、卸売・小売業（1.46%→1.56%）、金融・保険業、不動産業（1.72%→1.85%）、飲食店・宿泊業（1.78%→2.03%）は上昇した。  
一方で、建設業（1.36%→1.25%）、医療、福祉業（2.33%→2.32%）、教育・学習支援業、複合サービス事業、サービス業（3.89%→3.87%）、その他（2.10%→1.87%）は低下した。（表4）

## 2 山口県の各機関及び地方独立行政法人等の状況

山口県の全ての機関において法定雇用率を達成

山口県知事部局に在職している障害者数は 112 人で前年より 4 人増加、実雇用率は 2.94%で前年より 0.13 ポイント上昇した。  
山口県警察に在職している障害者数は 14 人で前年より 1 人増加、実雇用率は 2.70%で 0.15 ポイント上昇した。  
山口県教育委員会に在職している障害者数は 181 人で前年より 5 人増加、実雇用率は 2.21%で前年より 0.08 ポイント上昇した。  
山口県の機関は 3 機関全てで法定雇用率を達成。  
地方独立行政法人に雇用されている障害者数は 36.5 人で前年より 2.5 人増加、実雇用率は 2.27%で前年より 0.14 ポイント上昇した。  
地方独立行政法人は 6 法人全てで法定雇用率を達成。（表5）

### 3 市町等における在職状況

実雇用率は 2.45%

市町等に在職している障害者数は 345 人 で前年より 2 人減少、実雇用率は 2.45% で前年より 0.06 ポイント 低下した。

市町等は 26 機関中 23 機関で法定雇用率を達成。

(表6、表7)

### 4 今後の対策

- ① 法定雇用率の引き上げに関する周知の実施（別添参照）
- ② 労働局及び公共職業安定所幹部による雇用率達成指導の推進
- ③ 公共職業安定所による「提案型指導」の推進
- ④ 公共職業安定所による障害者職業センター及び障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携した雇用促進及び職場定着支援の推進
- ⑤ 障害者の求職ニーズに合った求人確保の推進
- ⑥ 各種助成制度の活用による就職機会の確保
- ⑦ 職場実習受入事業所の開拓及び職場実習の推進

# 身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況(山口県)

(平成29年6月1日現在)

表1 民間企業における障害者数及び雇用率の推移

年	企業数(社)	障害者数(人)		実雇用率(%)		全国雇用率(%)	
			前年比 増 減		前年比 増 減		前年比 増 減
平成元年 6月	520	1,511.0	-	1.63	-	1.32	-
2年 6月	534	1,575.0	64.0	1.64	0.01	1.32	0.00
3年 6月	557	1,700.0	189.0	1.67	0.04	1.32	0.00
4年 6月	590	1,841.0	141.0	1.75	0.08	1.36	0.04
5年 6月	591	1,917.0	76.0	1.81	0.06	1.41	0.05
6年 6月	584	1,940.0	23.0	1.81	0.00	1.44	0.03
7年 6月	561	1,892.0	△48.0	1.81	0.00	1.45	0.01
8年 6月	562	1,864.0	△28.0	1.76	△0.05	1.47	0.02
9年 6月	574	1,853.0	△11.0	1.73	△0.03	1.47	0.00
10年 6月	564	1,885.0	32.0	1.78	0.05	1.48	0.01
11年 6月	608	1,936.0	51.0	1.78	0.00	1.49	0.01
12年 6月	607	1,888.0	△48.0	1.74	△0.04	1.49	0.00
13年 6月	607	2,154.0	266.0	1.91	0.17	1.49	0.00
14年 6月	628	2,216.0	62.0	1.99	0.08	1.47	△0.02
15年 6月	629	2,109.0	△107.0	1.92	△0.07	1.48	0.01
16年 6月	664	2,494.0	385.0	2.11	0.19	1.46	△0.02
17年 6月	673	2,537.0	43.0	2.08	△0.03	1.49	0.03
18年 6月	689	2,622.5	85.5	2.08	0.00	1.52	0.03
19年 6月	696	2,805.5	183.0	2.17	0.09	1.55	0.03
20年 6月	691	2,880.0	74.5	2.22	0.05	1.59	0.04
21年 6月	682	2,835.0	△45.0	2.22	0.00	1.63	0.04
22年 6月	676	2,993.0	158.0	2.28	0.06	1.68	0.05
23年 6月	755	3,375.5	382.5	2.24	△0.04	1.65	△0.03
24年 6月	746	3,426.5	51.0	2.28	0.04	1.69	0.04
25年 6月	859	3,664.0	237.5	2.33	0.05	1.76	0.07
26年 6月	844	3,972.5	308.5	2.46	0.13	1.82	0.06
27年 6月	837	4,102.0	129.5	2.51	0.05	1.88	0.06
28年 6月	861	4,213.0	111.0	2.47	△0.04	1.92	0.04
29年 6月	869	4,391.5	178.5	2.56	0.09	1.97	0.05

(注) 障害者数とは、次に掲げる者の合計。

平成元年～平成4年  
平成5年～平成17年

平成18年～平成22年

平成23年～

身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、知的障害者  
 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、  
 知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)、  
 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者  
 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、  
 知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)、  
 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者、  
 精神障害者(精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)  
 身体障害者(短時間労働者を含む。重度身体障害者はダブルカウント、重度身体障害者  
 以外の身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)、  
 知的障害者(短時間労働者を含む。重度知的障害者はダブルカウント、重度知的障害者  
 以外の知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)、  
 精神障害者(短時間労働者を含む。精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)

表2 民間企業における障害者雇用状況

上段(平成29年6月1日現在)

下段(平成28年6月1日現在)

法定雇用率 (%)	①企業数 (社)	②常用労働者数 (人)	雇 用 状 況			③実雇用率 (%) ウ÷②×100	④達成企 業の割合 (%)
			障 害 者 数 (人)				
			ア.重 度	イ.重度以外	ウ.計 ア×2+イ		
2.0	869	171,435.5	810	2,771.5	4,391.5	2.56	59.3
	861	170,468.5	760	2,693.0	4,213.0	2.47	55.7

(注)

- 1 常用労働者数とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を常用労働者総数に乗じて得た数)を除いた法定雇用障害者数の基礎となる労働者数である。
- 2 「重度」には短時間労働者の数は含まれていない。「重度以外」には重度障害者である短時間労働者の数が含まれている。
- 3 障害者数とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。「重度」(重度身体障害者及び重度知的障害者)については、法律上、1人を2人に相当するものとしており、ダブルカウントを行っている。重度身体障害者以外の身体障害者である短時間労働者、重度知的障害者以外の知的障害者である短時間労働者、精神障害者である短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとしてカウントを行っている。

表3 民間企業における規模別障害者雇用状況

上段(平成29年6月1日現在)

下段(平成28年6月1日現在)

	①企業数 (社)	②常用労働者数 (人)	雇 用 状 況			③実雇用率 (%) ウ÷②×100	④達成企 業の割合 (%)
			障 害 者 数 (人)				
			ア.重 度	イ.重度以外	ウ.計 ア×2+イ		
50~99	436	29,981.0	110	386.0	606.0	2.02	58.0
	422	28,799.0	112	358.0	582.0	2.02	54.5
100~299	329	49,500.5	178	613.0	969.0	1.96	61.1
	339	51,590.0	164	609.0	937.0	1.82	60.2
300~499	62	20,914.5	68	266.0	402.0	1.92	58.1
	59	20,008.0	68	215.0	351.0	1.75	44.1
500~999	28	15,808.0	77	194.0	348.0	2.20	64.3
	28	16,316.0	71	193.0	335.0	2.05	42.9
1,000以上	14	55,231.5	377	1,312.5	2,066.5	3.74	50.0
	13	53,755.5	345	1,318.0	2,008.0	3.74	61.5
計	869	171,435.5	810	2,771.5	4,391.5	2.56	59.3
	861	170,468.5	760	2,693.0	4,213.0	2.47	55.7

(注)表2の注と同じ。

表4 民間企業における産業別障害者雇用状況

上段(平成29年6月1日現在)

下段(平成28年6月1日現在)

	①企業数 (社)	②常用労働者 数(人)	雇 用 状 況			③実雇用率 (%) ウ÷②×100	④達成企 業の割合 (%)
			障 害 者 数 (人)				
			ア.重 度	イ.重度以外	ウ.計 ア×2+イ		
建設業	39	3,960.5	11	27.5	49.5	1.25	56.4
	37	3,821.5	12	28.0	52.0	1.36	59.5
製造業	216	42,521.5	233	533.0	999.0	2.35	62.0
	213	42,505.0	204	478.0	886.0	2.08	59.6
運輸業、情報通信業	84	10,185.0	25	104.5	154.5	1.52	51.2
	84	10,469.0	26	92.0	144.0	1.38	46.4
卸売・小売業	126	19,043.5	47	202.5	296.5	1.56	46.0
	122	18,648.5	40	192.5	272.5	1.46	40.2
金融・保険業 不動産業	19	9,589.5	48	81.0	177.0	1.85	36.8
	19	9,625.0	40	85.5	165.5	1.72	31.6
飲食店・宿泊業	25	2,386.0	6	36.5	48.5	2.03	68.0
	29	2,617.0	6	34.5	46.5	1.78	58.6
医療、福祉業	231	35,550.5	131	562.5	824.5	2.32	70.6
	228	35,296.0	140	541.5	821.5	2.33	67.5
教育・学習支援業、 複合サービス事業、 サービス業	120	47,048.5	304	1,212.5	1,820.5	3.87	53.3
	120	46,366.5	286	12,29.5	1,801.5	3.89	50.8
その他	9	1,150.5	5	11.5	21.5	1.87	77.8
	9	1,120.0	6	11.5	23.5	2.10	55.6
計	869	171,435.5	810	2,771.5	4,391.5	2.56	59.3
	861	170,468.5	760	2,693.0	4,213.0	2.47	55.7

(注)1 表2の注と同じ。

2 その他とは、農・林・漁業、鉱業、電気・ガス・熱供給・水道業をいう。

表5 山口県の各機関及び地方独立行政法人等の状況

1 山口県の各機関

(1) 山口県知事部局の状況(法定雇用率2.3%)

上段(平成29年6月1日現在)

下段(平成28年6月1日現在)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
山口県	3,809.0	112.0	2.94	0.0	特例認定あり(注4)
	3,840.0	108.0	2.81	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度身体障害者以外の身体障害者である短時間勤務職員、重度知的障害者以外の知的障害者である短時間勤務職員、精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。  
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 山口県は、特例認定を受けている。  
特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

特例認定(都道府県知事部局)

認定地方機関(A)	みなされることとなる機関(B)
山口県	山口県企業局

(2) 山口県警察の状況(法定雇用率2.3%)

上段(平成29年6月1日現在)

下段(平成28年6月1日現在)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
山口県警察本部	518.0	14.0	2.70	0.0	
	509.0	13.0	2.55	0.0	

注 表5の1の(1)の注1、2、3と同じ。

(3) 山口県教育委員会の状況(法定雇用率2.2%)

上段(平成29年6月1日現在)

下段(平成28年6月1日現在)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
山口県教育委員会	8,195.0	181.0	2.21	0.0	
	8,258.5	176.0	2.13	5.0	

注 表5の1の(1)の注1、2、3と同じ。

2 地方独立行政法人等

地方独立行政法人等の状況(法定雇用率2.3%)

上段(平成29年6月1日現在)

下段(平成28年6月1日現在)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
地方独立行政法人等 合計	1,608.0	36.5	2.27	0.0	
	1,593.5	34.0	2.13	1.0	
公立大学法人 山口県立大学	129.0	3.0	2.33	0.0	
	135.5	3.0	2.21	0.0	
公立大学法人 下関市立大学	70.0	1.0	1.43	0.0	
	70.0	1.0	1.43	0.0	
公立大学法人 山陽小野田市立 山口東京理科大学	68.0	1.0	1.47	0.0	平成28年度から 公立大学法人
	63.0	0.0	0.00	1.0	
地方独立行政法人 下関市立市民病院	438.5	10.0	2.28	0.0	
	439.0	10.0	2.28	0.0	
地方独立行政法人 山口県立病院機構	830.5	20.5	2.47	0.0	
	817.0	19.0	2.33	0.0	
地方独立行政法人 山口県産業技術センター	72.0	1.0	1.39	0.0	
	69.0	1.0	1.45	0.0	

注 1 表5の1の(1)の注1、2、3と同じ。

2 「地方独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第9号から第10号までの法人を指す。

表6 市町等における障害者の在職状況

上段(平成29年6月1日現在)

下段(平成28年6月1日現在)

法定雇用率(%)	①機関数	②職員数(人)	在 職 状 況			実雇用率(%) ウ÷②×100
			障 害 者 数 (人)			
			ア.重 度	イ.重度以外	ウ.計 ア×2+イ	
2.3	26	14,109.0	93	159.0	345.0	2.45
	27	13,846.0	92	163.0	347.0	2.51

(注)1 職員数は、除外職員を除く。

2 「障害者数」とは、表5の1の(1)の注2と同じ。

表7 市町の各機関の状況(法定雇用率2.3%)

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
<b>市町等合計</b>	<b>14,109.0</b>	<b>345.0</b>	<b>2.45</b>	<b>6.0</b>	
<b>市町合計</b>	<b>13,126.0</b>	<b>331.0</b>	<b>2.52</b>	<b>0.0</b>	
下関市	2,271.0	56.0	2.47	0.0	特例認定あり(注2)
宇部市	1,460.5	43.0	2.94	0.0	特例認定あり(注2)
山口市	1,558.0	38.0	2.44	0.0	特例認定あり(注2)
萩市	700.5	17.0	2.43	0.0	特例認定あり(注2)
周南市	1,602.5	38.0	2.37	0.0	特例認定あり(注2)
防府市	862.5	21.0	2.43	0.0	特例認定あり(注2)
下松市	315.0	8.0	2.54	0.0	特例認定あり(注2)
岩国市	1,506.0	35.5	2.36	0.0	特例認定あり(注2)
山陽小野田市	558.0	15.0	2.69	0.0	特例認定あり(注2)
光市	489.0	12.5	2.56	0.0	特例認定あり(注2)
長門市	357.0	10.0	2.80	0.0	
柳井市	299.0	6.0	2.01	0.0	
美祢市	509.0	13.0	2.55	0.0	特例認定あり(注2)
周防大島町	233.0	7.0	3.00	0.0	
和木町	46.0	1.0	2.17	0.0	
上関町	74.5	2.0	2.68	0.0	
田布施町	130.0	4.0	3.08	0.0	
平生町	79.0	2.0	2.53	0.0	
阿武町	75.5	2.0	2.65	0.0	
<b>教育委員会合計</b>	<b>93.5</b>	<b>1.0</b>	<b>1.07</b>	<b>1.0</b>	
長門市教育委員会	49.0	1.0	2.04	0.0	
田布施町教育委員会	44.5	0.0	0.00	1.0	(注4)
<b>公営企業合計</b>	<b>889.5</b>	<b>13.0</b>	<b>1.46</b>	<b>5.0</b>	
岩国市水道局	86.0	2.0	2.33	0.0	
山陽小野田市水道局	68.0	1.0	1.47	0.0	
山陽小野田市病院局	96.0	2.0	2.08	0.0	
周防大島町病院企業局	292.5	4.0	1.37	2.0	
光市病院局	347.0	4.0	1.15	3.0	(注3)

(注)1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」、②欄の「障害者の数」、④欄の「不足数」とは、表5の1(1)の注1、2、3と同じ。

2 注2の機関は、特例認定を受けている。

特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

特例認定一覧(市町長部局)

認定地方機関(A)	みなされることとなる機関(B)		
下関市	下関市教育委員会	下関市上下水道局	
宇部市	宇部市教育委員会	宇部市上下水道局	
山口市	山口市教育委員会	山口市上下水道局	
萩市	萩市教育委員会		
周南市	周南市教育委員会	周南市上下水道局	周南市競艇事業局
防府市	防府市教育委員会	防府市上下水道局	
下松市	下松市教育委員会	下松市監査委員事務局	
岩国市	岩国市教育委員会		
山陽小野田市	山陽小野田市教育委員会		
光市	光市教育委員会		
美祢市	美祢市教育委員会	美祢市病院事業局	

3 光市病院局は11月20日付けで、障害者数7.0人、実雇用率2.01%、不足数0.0人となり、法定雇用率を達成した。

4 田布施町教育委員会は、本年11月27日付で特例認定を受け、田布施町の職員とみなされることとなり、不足が解消された。



## ◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- |               |  |   |   |
|---------------|--|---|---|
| ○ 民間企業        | …… <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="padding-left: 10px;">           一般の民間企業 …… 2.0%<br/>           (50人以上規模の企業)<br/>           特殊法人等 …… 2.3%<br/>           [ 労働者数43.5人以上規模の特殊法人、<br/>           独立行政法人、国立大学法人等 ]         </td> </tr> </table> | { | 一般の民間企業 …… 2.0%<br>(50人以上規模の企業)<br>特殊法人等 …… 2.3%<br>[ 労働者数43.5人以上規模の特殊法人、<br>独立行政法人、国立大学法人等 ] |
| {             | 一般の民間企業 …… 2.0%<br>(50人以上規模の企業)<br>特殊法人等 …… 2.3%<br>[ 労働者数43.5人以上規模の特殊法人、<br>独立行政法人、国立大学法人等 ]  |   |   |
| ○ 国、地方公共団体    | …… 2.3%<br>(43.5人以上規模の機関)  |   |   |
| ○ 都道府県等の教育委員会 | …… 2.2%<br>(45.5人以上規模の機関)  |   |   |

(カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。)

### 【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者及び知的障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者及び知的障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ 法定雇用率については、平成30年4月1日に改定することとしており、それぞれ、一般の民間企業：2.0%→2.2%、特殊法人等、国、地方公共団体：2.3%→2.5%、都道府県等の教育委員会：2.2%→2.4%となる。



# 平成30年4月1日から 障害者の法定雇用率が引き上げになります

障害者がごく普通に地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる「共生社会」実現の理念の下、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、平成30年4月1日から以下のように変わります。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成30年4月1日以降
民間企業	2.0% ⇒	<b>2.2%</b>
国、地方公共団体等	2.3% ⇒	<b>2.5%</b>
都道府県等の教育委員会	2.2% ⇒	<b>2.4%</b>

また併せて、下記の2点についてもご注意ください。お願いいたします。

## 留意点

① 対象となる事業主の範囲が、**従業員45.5人以上に広がります。**

▶ 従業員45.5人以上50人未満の事業主の皆さまは特にご注意ください。

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない民間企業の事業主の範囲が、従業員50人以上から45.5人以上に変わります。また、その事業主には、以下の義務があります。

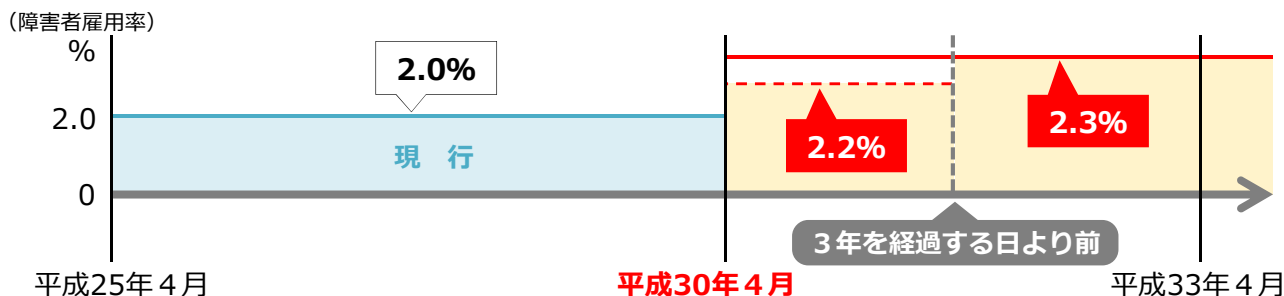
- ◆ 毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません。
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」を選任するよう努めなければなりません。

## 留意点

② 平成33年4月までには、**更に0.1%引き上げとなります。**

▶ 平成30年4月から3年を経過する日より前※に、民間企業の法定雇用率は2.3%になります。（国等の機関も同様に0.1%引上げになります。）

※ 具体的な次回の引き上げ時期は、今後、労働政策審議会において議論がなされます。  
※ 2.3%となった際には、対象となる事業主の範囲は、従業員43.5人以上に広がります。



**Q1. 障害者雇用納付金の取り扱いはどうなるのでしょうか？**

**A1.** 新しい法定雇用率で算定していただくことになります。平成31年4月1日から同年5月15日までの間に申告していただく分（申告対象期間が、平成30年4月から平成31年3月までの分）適用されますので、申告の際はご注意ください。

**Q2. 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？**

**A2.** 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、様々な支援制度をご利用いただけます。サポートを実施している機関は様々ありますので、まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。

**Q3. 障害者はどのような仕事に向いているのでしょうか？**

**A3.** 「障害者に向いている仕事」「障害者に向いていない仕事」というものではありません。一人ひとりの障害状況やスキルの習得状況、本人の希望・意欲に応じて、事務、販売、製造からシステムエンジニアなどの専門職まで、様々な職種で雇用されています。

(参考)障害者雇用事例リファレンスサービス <http://www.ref.jeed.or.jp/>

## 開講のお知らせ

平成29年秋

精神・発達障害者しごとサポーター養成講座  
が始まります！

## 養成講座の概要

- ◆メリット：精神・発達障害についての基礎知識や、一緒に働くために必要な配慮などを短時間で学ぶことができます。
- ◆講座時間：90～120分程度（講義75分、質疑応答15～45分程度）を予定
- ◆受講対象：**企業に雇用されている方であれば、どなたでも受講可能です。**

※ 今現在、障害のある方と一緒に働いているかどうか等は問いません。

※ 受講された方には、「精神・発達障害者しごとサポーターグッズ」を進呈予定です（数に限りがあります）。



事業所への  
出前講座もあります

**ハローワークから講師が事業所に出向きます。**

また、**精神・発達障害者の雇用でお困りのことがあれば、精神保健福祉士や臨床心理士の有資格者などに相談できます。**

詳しくは、都道府県労働局職業安定部職業対策課にお問い合わせください。

※「精神・発達障害者しごとサポーター」は特別な資格制度等ではありません。  
また、本講座の受講により、職場の中で障害者に対する特別な役割を求めるものでもありません。

